

間税会ニュース

令和6年9月15日
No. 71



〒819-0046 福岡市西区西の丘2丁目16番11号 上田正浩税理士事務所内 TEL 092(885)8326
FAX 092(400)2831

間税会は消費税のあり方を考える会です



写真等提供：北九州市

【若戸大橋（国指定重要文化財）】（福岡県北九州市）

若戸大橋は、北九州市を横断する国道199号（門司区～八幡西区）のうち、洞海湾に架設された我が国最初の本格的長大吊橋を含む、全長2.1キロメートルの一般道路です。

日本道路公団（当時）が昭和33年4月に事業着手し、昭和37年9月に供用開始しました。その後、交通量の増大に伴い、昭和59年4月に4車線に拡幅する事業に着手し、昭和62年5月に歩道を廃止、平成2年3月から4車線での供用を開始しています。また、平成30年12月に無料化され、令和4年2月には国の重要文化財（建造物）に指定されました。（北九州市ホームページより）

（目次）

●活動報告	2	●福岡国税局幹部間税会担当者のご紹介	6
●祝辞	3	●活動報告	7
●会長顕彰	4	●税制及び執行（一部分掲載）	9
●福岡局間連役員名簿（専門委員会別）	5	●税情報	12



活動報告

第51回通常総会を開催 ～河野会長就任後 初めての総会～

福岡国税局間税会連合会

開催日：令和6年6月6日（木）

場所：オリエンタル福岡・博多ステーション

福局間連第51回通常総会は去る6月6日（木）に福岡市博多区のオリエンタル福岡・博多ステーションで開催されました。当日はご来賓として、福岡国税局から高橋局長、植松課税第二部長、長野消費税課長並びに藤岡福岡税務署長、田尻博多税務署長、山口佐賀税務署長、尼崎長崎税務署長、また、全国間税会総連合会及び関係友誼団体から多数のご臨席を賜りました。

安恒副会長の「開会のことば」①で総会が開始され、河野会長から会の活性化及び組織の拡大について力強いご挨拶がありました。②

続いて議長に河野会長を選出して議事に入り、提出5議案は、いずれも満場一致で可決されました。

休憩を挟み、ご来賓15名入場後「物故者への黙とう」、引き続き、功績者③、組織拡大功労団体④、会員加入勸奨功労者⑤の各表彰が行われました。今回は久留米間税会（稗島会長）が数十年ぶりに102名（前年対比133.4%）会員増強の快挙を成し遂げました。その後、高橋福岡国税局長⑥と片岡全国間税会総連合会会長（代読：關口全間連副会長）からご祝辞をいただきました。記念講演は元福岡県警察本部長の樋口真人様から「工藤会壊滅作戦の軌跡」と題して実経験を交えたお話があり大変好評でした⑦。懇親会は稗島副会長の開演のことば⑧の後、国税局 植松浩行課税第二部長の乾杯の発声で始められました。料理も美味しく大変盛り上がりあつという間の時間でした。最後は西村副会長の閉演のことばで終了しました。

今回も来賓の方々を含め125名のご参加をいただき成功裡に会を終結することができました。

ご出席いただきました全ての皆様及び関係者の皆様に改めてお礼を申し上げます。



税のしるべ 令和6年6月24日号



①開演のことば



②河野会長ごあいさつ



③功績者：国税庁長官表彰



④組織拡大功労 団体表彰



⑤会員加入勸奨 功労者表彰



⑥来賓祝辞：高橋国税局長



⑦記念講演：大好評 樋口真人様



⑧懇親会：開演のことば



〈祝 辞〉

福岡国税局長

高橋 俊一 様

本日、ここに「福岡国税局間税会連合会第51回通常総会」が盛大に開催され、すべての議事が滞りなく終了されましたことを、心からお慶び申し上げます。

間税会の皆様におかれましては、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深い御理解と多大なる御協力を賜っておりますことを、本席をお借りして、厚く御礼申し上げます。

また、役員の皆様におかれましては、間税会の発展のために御尽力いただいておりますことに、心から敬意を表し、引き続き河野会長を中心に、皆様のお力をより一層発揮され、間税会の発展に寄与されることを期待しております。

加えて、ただ今、会長顕彰により表彰を受けられた皆様におかれましては、間税会の発展に多大な貢献をされ、その功績に改めて敬意を表しますとともに本日の受彰を心からお祝い申し上げます。

福岡国税局間税会連合会におかれましては、昭和48年3月の発足以来、消費税を含めた間接税に関する民間団体として、会長をはじめとする、役員の皆様の力強いリーダーシップのもと、消費税のあり方等についての提言活動や、福岡国税局管内の31間税会の活動支援に努めてこられました。

各間税会におかれましても、「消費税完納運動の更なる推進」や、「税の標語」の募集といった、税に関する啓発活動に積極的に取り組み、消費税に関する正しい知識の普及や、納税道義の高揚に寄与されておられます。

これらの活動に対し、心から敬意と感謝の意を表する次第でございます。

さて、インボイス制度開始後初めて迎えた令和5年分の確定申告におきましては、新たに課税事業者に転換された納税者の方々に対し、事業者の立場に立った丁寧な対応に努めてまいりましたところ、お陰をもちまして大きな混乱もなく無事終了することができました。

間税会の皆様には、私どもの施策の周知広報を行っていただくなど様々な場面で御協力いただきましたことに深く感謝申し上げますとともに、間税会の主要な会活動である消費税の普及啓発活動が更に活発に行われることを期待しております。

私どもといたしましては、今後も事業者の方に対して寄り添った対応を行ってまいりますので、インボイス制度の円滑な定着に向けて引き続きの御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、国税庁におきましては、近年の経済社会のデジタル化や国際化等、税務行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、昨年6月に「税務行政の将来像2023」を公表し、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化」に加え、「事業者のデジタル化促進」を新たな柱として位置づけております。

私どもといたしましては、「事業者のデジタル化促進」は納税の分野に限らず経営力の向上や経営の可視化等、事業者の皆様にとってもメリットがあるものと考えており、社会全体のDX推進に貢献できるよう取り組んでまいりますので、引き続き税務行政全般の円滑な運営につきましても、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、福岡国税局間税会連合会及び管内各間税会の益々の御発展と、本日御臨席の皆様の御健勝、事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



受彰されました皆様おめでとうございます。
心よりお祝い申し上げます。

会長顕彰

(1) 功績者表彰

○叙勲褒章受章者

(該当なし)

○納税功労表彰受彰者

国税庁長官表彰

国税局長表彰

田代 雅人 様	(筑 紫 間税会)
玉江 正道 様	(福 岡 間税会)
藤田ひろみ 様	(博 多 間税会)
藤本 伸 様	(長 崎 間税会)
山本 康德 様	(佐 賀 間税会)

(2) 永年在職功労者表彰

役員等として10年以上その職にあった者

(該当なし)

(3) 組織拡大功労団体表彰

久留米間税会 殿
博多間税会 殿
直方間税会 殿

(4) 会員加入勸奨功労者表彰

所属間税会の会員加入に多大な功労があった者

裨島 行雄 様	(久留米 間税会)
新井 洋子 様	(福岡 間税会)
長野 謙一 様	(久留米 間税会)



第51回 福岡県連通常総会 会長顕彰受彰者
2024年6月6日(木)

福岡間税会 会員加入勸奨功労者表彰 新井 洋子 様	久留米間税会 組織拡大功労団体表彰 会員加入勸奨功労者表彰 裨島 行雄 様	佐賀間税会 佐賀間税会 局長表彰 山本 康德 様	博多間税会 博多間税会 組織拡大功労団体表彰 安恒 寿人 様	直方間税会 直方間税会 組織拡大功労団体表彰 横溝 淳弥 様
福岡間税会 国税局長表彰 玉江 正道 様	福岡国税局間税会連合会 会長 河野 武司 様	福岡国税局 局長 高橋 俊一 様	筑紫間税会 国税庁長官表彰 田代 雅人 様	博多間税会 国税局長表彰 藤田ひろみ 様

福岡局間連役員名簿（専門委員会別）

令和6年7月

役 職		会 長 副会長	常任理事	監 事	理 事(委員会委員)			
単 位 会 名	人 員				総 務	会務運営	税 制	広 報
福 岡	5	新井 洋子 (総務副委員長)	久芳 志治	玉江 正道	小齊 康正		中村 克久	
西福岡	6	橋本千代次 (広報委員長)	入里 健二	満生 順子	小熊 坂哲	友納 剛		岩本 芳浩
博 多	6	(会長) 河野武司			森 純子			
		安恒 寿人 (広報副委員長)	三宅 大祐					
		(専務理事:会務運営副:事務局) 上田 正浩	藤田ひろみ					
香 椎	2		川口 利弘					山田 真治
筑 紫	2	田代 雅人 (税制副委員長)			前田 健吾			
八 幡	3		加來 典晴		石橋 孝三	原田 倫子		
若 松	1		白石 信和					
直 方	1		横溝 淳弥					
田 川	1		梶原 孝文					
飯 塚	1		松隈 隆和					
久留米	3	稗島 行雄 (会務運営委員長)				飯笹 学	尾籠 博司	
甘木朝倉	2		矢野 清博				瓜生 茂広	
大 川	2		江藤 義行					江上 義紀
八 女	2		福島 成孝		高橋 信郎			
大牟田	1		井上 信弘					
小 倉	5	大久保昌逸 (総務委員長)			原田 昭人	桑島 宏子	西賀 徹	異島 明子
門 司	2		前川 善一			河原 珪子		
行 橋	1		林 元治					
佐 賀	2	福岡 桂 (総務副委員長)				杉町 謙吾		
鳥 栖	1		松尾 政博					
唐 津	1		福井浩二郎					
武 雄	1	西村 宰 (税制委員長)						
伊万里	1		山崎 耕造					
長 崎	2	鈴木 茂之 (総務副委員長)			塚本 敏			
諫 早	1		瀬頭 信介					
佐世保	2		加納洋二郎				宮川 茂則	
島 原	1		白石 保					
平 戸	2		福田 詮					堤 好男
五 島	1		有川 一徳					
壱 岐	1		石橋福太郎					
対 馬	2		渡邊 昭二			森 昭春		
計	64	10	27	2	8	7	5	5
		39			25			

福岡国税局幹部 ご紹介 (敬称略)

福岡国税局では7月に定期人事異動がありました。



福岡国税局長

大石 一郎

(神奈川県出身)

平成元年 4月 大蔵省入省
平成7年 7月 久留米税務署長
25年 6月 国際局開発機関課長
26年 7月 国際局地域協力課長
27年 8月 米州開発銀行アジア事務所長
30年 8月 外務省在アメリカ
合衆国日本国大使館公使
令和3年 6月 株式会社国際協力銀行
常務取締役



福岡国税局
課税第二部長

長尾 雅博

(山口県出身)

昭和63年 4月 福岡国税局入局
平成28年 7月 吹田税務署筆頭副署長
30年 7月 福岡国税局総務部企画課長
令和元年 7月 八女税務署長
2年 7月 福岡国税局徴収部管理運営課長
3年 7月 福岡国税局総務部総務課長
4年 7月 国税庁長官官房福岡派遣
首席国税庁監察官

間税会事務担当者の紹介



福岡国税局
課税第二部
消費税課長

上野 謙一

(出身) 福岡県
(前職) 筑紫税務署 副署長
(趣味) ツーリング
(座右の銘) 初心忘るべからず
(間税会に一言)

間税会の皆様には心から感謝致しております。
皆様方とお会いできることを楽しみにしておりますので、よろしくお願いたします。



福岡国税局
課税第二部
消費税課
課長補佐

森永 隆之

(出身) 熊本県
(前職) 島原税務署 総務課長
(趣味) スポーツ観戦
(座右の銘) 一所懸命
(間税会に一言)

間税会の皆様方と連携・協調を図り、お力添えをいただきたいと思っております。
どうぞよろしくお願いたします。



福岡国税局
課税第二部
消費税課
総務係長

濱田 恵理

(出身) 福岡県
(前職) 業務センター室
納税者管理第二グループ
(趣味) 早寝早起き
(座右の銘) 笑う門には福来る
(間税会に一言)

間税会事務を担当します。
皆様方との橋渡し役として尽力いたしますので、よろしくお願いたします。

活動報告

令和6年度 第2回 常任理事会 開催

福岡国税局間税会連合会

開催日：令和6年8月8日（木）

場所：TKP ガーデンシティ博多新幹線口

福岡国税局間税会連合会（河野武司会長）は8月8日（木）福岡市のTKP ガーデンシティ博多駅新幹線口で令和6年度2回目の常任理事会を開催した。ご来賓として福岡国税局の上野謙一消費税課長をはじめ江口美帆連絡調整官、濱田恵理総務係長がご出席された。会長のあいさつ、上野消費税課長のあいさつに続いて全間連常任理事会（令6.7.25開催）について専務理事から説明がなされた。

その後

- 「令和7年度 税制及び執行に関する要望書」のポイント説明
- 福局間連の今と歴史
 - ・「第51回 通常総会議案書」の再説明
 - ・「簡易版 事務局のための間税会事務のしおり」に基づき説明（令和6年8月簡易版一部改訂・追記）

議事に入り

- 1 今後における組織増強への取組と財政基盤の強化等について
 - ・「会員増強に関する数値目標」（来期以降の考え方）及び「広告ご協賛願い」
- 2 モデル会について
- 3 ブロック間税会連絡協議会の開催

について審議され、すべての協議事項について承認された。

なお、常任理事会メンバーとしては初めて同TKP3階で懇親会が開催されました。鈴木副会長（長崎間税会）の乾杯のご発声で始められ、各会長の皆様の自己紹介等で盛り上がり、橋本副会長（西福岡間税会）の閉会のことばで締められました。来賓の方々3名と常任理事メンバー22名が参加し有意義な時間が過ごせました。



上野課長挨拶



河野会長挨拶

※福局間連事務局から会員増強のお願い(会員加入勧奨)※

会員加入勧奨の際のことを対象者の方々にお伝えください。

- ・パソコン及び携帯電話の福岡国税局間税会連合会のホームページから「Web入会」でき「入会希望間税会」欄をスクロールすることで全間税会への入会が可能。
- ・会員増強の際、是非、ご活用ください。

福岡局間連女性部 研修会開催

福岡国税局間税会連合会 女性部 藤田ひろみ部長

開催日：令和6年8月26日（月）

場所：オリエンタルホテル4階「SAKURA」& 2階「FESTA」

福岡国税局間税会連合会 女性部（藤田ひろみ部長）は福岡市博多区のオリエンタルホテルで研修会を開催し、局間連及び単位会の女性会員36人が参加しました。

司会者の有田麻紀様の「開会の辞」ではじまり、冒頭 藤田ひろみ女性部長と河野武司福岡局間連会長の挨拶がありました。講師には、福岡国税局 上野謙一消費税課長をお招きし「消費税調査の現場から」と題して非常に興味深い講義がありました。熱の入ったすばらしい講義内容に、参加者は多いに満足し有意義な時間を過ごすことができました。

また、第二部のはこしま李風様による「風水ライフで望む運気をアップしよう」は運気が増える様々な方法を教えていただき大変好評でした。

その後、場所を変え、福岡国税局 森永隆之消費税課長補佐の乾杯のご発声で意見交換会がはじまり、素晴らしいディナーのもと活発な意見交換が行われました。

開催企画から当日の準備までしていただきました福岡間税会女性部の皆様大変ありがとうございました。（次第等参照）

福岡局間連女性部研修会 次第

- | | |
|----------|------------------------|
| 1. 開会の辞 | 5. 研修会 |
| 2. 部長挨拶 | 第1部「消費税調査の現場から」 |
| 3. 来賓紹介 | 第2部「風水ライフで望む運気をアップしよう」 |
| 4. 来賓ご挨拶 | 第3部「意見交換会」 |



意見交換会



河野会長をはじめご出席者の皆様



原口部長をはじめ福岡間税会女性部の皆様ありがとうございました(^^)/

令和7年度 税制及び執行に関する要望書の一部掲載について

福岡国税局間税会連合会は、毎年4月頃「消費税等に関するアンケート調査」を積極的に実施し全間連に対してその結果の送付と「税制及び執行」に関する意見陳述を実施しています。

全間連は福岡国税局間税会連合会を含む全国12の間税会連合会からの「アンケート結果」と「税制及び執行」に関する意見陳述をまとめ、7月頃「税制及び執行に関する要望書」を作成。

8月に、財務省、国税庁、消費者庁、自民党の税制当局に提出し、その善処方を要請することとしています。

要望書の内容は

- 1 行財政改革と財政健全化
- 2 消費税に関する事項
- 3 個別消費税に関する事項
- 4 執行に関する事項
- 5 マイナンバー制度の普及拡大等

の5部構成となっております。

今回は、その中から「2 消費税に関する事項」の一部を掲載させていただきます。

なお、要望書の全文については「全間連会報160号 令和6年9月15日発刊」に掲載されております。

2 消費税に関する事項

(1) 消費税の公平で合理的な制度の構築と安定した税制

〔要 旨〕

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となっていることから、公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

(理 由)

社会保障・税一体改革による税率引上げにより、消費税の重要性は益々高まっていることから、消費税については、国民の理解と信頼が得られる公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

なお、「公平で合理的な制度を構築」していく上で、下記「付記事項」を十分考慮して制度の改正等に対処すべきである。

付 記：消費税の逆進性に関する全間連の考え方

消費税が導入される前の「物品税などの個別間接税制度」は、特定の物品に特別の負担を求める課税制度であったため、価値観や経済取引の多様化などにより不公平感などが増幅してきたことから、全国間税会総連合会(以下「全間連」という。)では、税負担の公平を図るとともに、歳入構造の安定化に資するため、広く薄く公平な課税を行う「付加価値税制度(消費税制度)」への切換えを求めて活動してきた税務関係民間団体である。

したがって、平成元年4月から導入された消費税の税率構造については、一貫して「単一税率の維持」を強く求めてきたところであり、令和元年10月から消費税率の10%への再引上げに併せて、軽減税率による複数税率制度が導入されたことは誠に遺憾であるが、円滑な税務運営に協力することを基本理念として活動している全間連では、軽減税率制度の説明会などを積極的に開催し、軽減税率制度が適正かつ円滑に実施されるよう努めてきたところである。

なお、軽減税率制度の導入を踏まえ、消費税率の引上げの際に問題となる逆進性(所得の低い人ほど消費税の負担割合が高くなる逆進的な傾向)に対する緩和策について、これまでの全間連の考え方を付記しておきたい。

消費税の逆進性を緩和する措置として、一般的に採られている方法としては、「軽減税率導入による複数税率制度」と「給付付き税額控除制度(還付制度)」があるが、全間連では、軽減税率制度には様々な問題があることから、一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度(還付制度)又は簡素な給付措置」で対処するよう要望してきたところである。

[軽減税率制度の問題点と消費税の単一税率の維持]

消費税は、そもそも消費に対し比例的な負担を求める性格の税であることや、軽減税率制度には次のような問題があることから、消費税の税率は単一税率が望ましい。

① 軽減税率制度の下では、軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことが困難であるため、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、税源が浸食されていく恐れがあること。

* 令和元年10月から実施された軽減税率制度では、「飲食料品」に加え「新聞」も軽減税率の対象にする一方で、日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」を軽減税率の対象外としたことに対する批判や、軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」と、標準税率の対象となる「外食」との線引きなどにより、経済取引を歪めるといった様々な批判があった。

② 低所得者対策として、「飲食料品の譲渡」を軽減税率の対象にしたとは言え、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、真の低所得者対策にはならないこと。

③ 消費税の税収は、社会保障財源に用途が限定されているため、所得の多寡に拘わらず一律に適用される軽減税率制度を設けると、その分、減収額が膨らみ、新たに確保しなければならない財源規模が大きくなり、標準税率の引上げ要因の一つになる恐れがあること。

④ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとに価格を設定し、区分経理により税額を計算する必要があるとともに、仕入税額控除に的確に対処するため、取引関係書類に適用税率ごとに区分した消費税額などを明記する、いわゆるインボイス(適格請求書)が必要となるなど、関係事業者の事務負担の増加につながること。

[逆進性対策(低所得者の負担緩和措置)]

消費税の引上げの際に問題となる逆進性対策、すなわち低所得者に対する負担緩和措置については、軽減税率制度には上述したように様々な問題があることから、所得税などにおける「給付付き税額控除制度(還付制度)」又は消費税率が5%から8%に引き上げられた際に実施された「簡素な給付措置の拡充」により対処すべきである。

(2) 軽減税率の対象範囲の見直し

[要旨]

先般の消費税の引上げは「社会保障と税の一体改革」の観点から行われたものであることに鑑みれば、軽減税率の対象範囲は極力限定すべきであり、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」は、その対象から除外すべきである。

(理由)

低所得者対策として、「飲食料品」に加え「新聞」も軽減税率の対象としているが、「新聞」を軽減税率の対象として存置する場合には、次のような問題があることから、「新聞」をその対象から除外するとともに、軽減税率の対象範囲が拡大しないように対処すべきである。

イ 「新聞」は、そもそも低所得者対策との関連性が極めて乏しいこと。

ロ 「新聞」を軽減税率の対象として存置する場合には、今後、雑誌・書籍などの類似業界から強い軽減税率適用要望が出てくる可能性が極めて高いこと。

ハ 日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」が軽減税率の対象外とされていることに対する批判があるように、今後、多くの関係業界から軽減税率適用要望が出されてくる恐れがあること。

ニ その結果、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、標準税率の引上げなど、減収額に見合う新たな財源を確保する必要性が生じてくること。

- (3) 消費税の逆進性対策について、軽減税率制度に代えて、デジタル化の進展を踏まえたマイナンバー制度を利用した新たな仕組みである「給付付き税額控除制度」への改組

〔要 旨〕

マイナンバーカードに対する政府の普及方針に鑑みれば、今後、消費税率の引上げ議論を行う際には、相次いで発生するマイナンバーカードのトラブルの改善状況や普及状況等を踏まえながら、消費税の逆進性対策については、軽減税率制度の見直しではなくて、軽減税率に代えて、デジタル化の進展を踏まえた、マイナンバー制度を利用した新たな仕組みである一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度」へ改組し、真の低所得者対策になるよう検討すべきである。

なお、「給付付き税額控除制度」へ改組することにより、消費税の税率は単一税率が可能となる。その結果、インボイス制度も不要となり、又は維持されたとしても請求書等や帳簿への記載事項の大幅な簡素化（税率別の品目・金額の区分記載や税率・税額の記載の省略）等が可能となり、制度の簡素化にも資するものと考えられる。

（理 由）

平成 28 年 1 月から利用が開始されたマイナンバー制度(マイナンバーカード)については、社会保障制度、税制、災害対策などの必要な行政サービスの利用に用いられている。また、マイナンバー制度により、所得把握の正確性が向上していけば、消費税の負担を軽減すべき対象者や対象世帯をより迅速かつ厳密に捉えることができ、かつ、世帯の構成員の教育、医療、福祉等の情報も共有できるようになれば、よりきめ細かに必要な給付を行うことも可能になってくるものと考えられる。

令和 6 年 6 月 16 日時点でのマイナンバーカードの有効申請受付数は約 10,129 万人であり、人口(令和 5 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳による人口/約 12,500 万人)に対する割合が約 80.8%となっており、相当の水準に達しており、令和 6 年 12 月 2 日に現在の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とすることとされている（同日時点で有効な健康保険証は最大 1 年間有効とする経過措置有り）ことから、さらに申請が進むものと考えられる。しかしながら、マイナンバーカード自体に対する国民からの信頼性については、トラブルが相次いで発生したこともあり、十分とは言い難い。

他方、消費税が有する「逆進性」に対する緩和策として、現在、講じられている「飲食料品と新聞の譲渡」については、前述 2(1)付記に記載したように、

- ① 軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことが困難であること(前述 2(2)に記載したように、低所得者対策との関連性が乏しい「新聞」まで、何故、軽減税率の対象にしているのか疑問)
 - ② 軽減税率制度は、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、真の低所得者対策にはならないこと
 - ③ 複数税率制度の下では、適用税率ごとの区分経理により税額計算が必要となるなど、事業者の事務負担の増加要因となること
- などの問題点が指摘されている。

したがって、今後、消費税率の引上げ議論を行う際には、マイナンバーカードのトラブルの改善状況や普及状況等を踏まえながら、消費税の逆進性対策については、デジタル化が進展する中で、既に旧態と考えられる欧州で採用する軽減税率制度の見直しではなくて、マイナンバー制度を利用して一定の低所得者を対象に逆進性対策が可能となる新たな仕組みである「給付付き税額控除制度」へ改組し、真の低所得者対策になるよう検討すべきである。

なお、消費税の逆進性対策を軽減税率制度から「給付付き税額控除制度」へ改組することにより、消費税の税率は単一税率が可能となる。その結果、インボイス制度も不要となり、又は維持されたとしても請求書等や帳簿への記載事項の大幅な簡素化（税率別の品目・金額の区分記載や税率・税額の記載の省略）等が可能となり、制度の簡素化にも資するものと考えられる。

書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ

!

令和7年1月からの 申告書等の控えへの 收受日付印の押なつ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q&A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。
詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

詳細はこちら



国税庁 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>





インボイス制度に関するお知らせ

～消費税が記載された事業者間でやり取りされる請求書の制度～

インボイス発行事業者は**消費税の申告**が必要となります

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

2 割 特 例



インボイス制度を機に、**免税事業者からインボイス発行事業者となられた方**には、売上金額を集計すれば、**手軽に納税額が計算できる特例**があります。

2割特例ページ



インボイス制度についての一般的なお問合せ先

インボイス
コールセンター **0120 - 205 - 553** (無料)
9:00～17:00 (土日祝日及び年末年始を除く)

国税庁HPの「**インボイス制度に関する相談窓口一覧表**」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、内容に応じた各種ご相談先をまとめています。

相談窓口一覧表



補助金などの支援策について知りたい方へ



インボイス制度に対応した**会計ソフトや受発注システム等のITツール導入**を支援する**IT導入補助金**などの支援策があります。

中小企業庁
リーフレット



インボイス制度について詳しく知りたい方へ



- 国税庁HPの「[インボイス制度特設サイト](#)」に制度の概要、申請手続、申告手続、**令和6年度税制改正（帳簿記載事項の見直し）**に関する情報等を掲載しています。

インボイス制度
特設サイト



お問合せの多いご質問についてのコンテンツ



- 「インボイスの記載事項はどんなもの？」
「間違ったインボイスを貰ったらどうしよう？」
こうしたご疑問をお持ちの方は、**「インボイス記載事項チェックシート」**や**「マンガでわかるインボイス記載事項」**をご覧ください。
- その他**お問合せの多いご質問**などについて、国税庁HPで掲載しています。
また、主なものについては、**わかりやすく解説をした動画**も掲載しています。

インボイスの
記載に関する
コンテンツ



お問合せの多い
ご質問など



登録を受けるかお悩みの方へ



- インボイスを交付するためには、**インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります。**
- **登録は任意**のため、売上先からインボイスを求められるかどうかなどご自身の事業実態に合わせて登録をご検討ください。
なお、消費者や免税事業者等である売上先は、**インボイスの保存を必要としません。**
- 登録のご検討に当たっては、**上記「インボイス制度特設サイト」**に掲載している情報や、**税務署で開催している各種説明会・登録要否相談会、オンライン税理士相談（中小企業庁委託事業）**などをご活用ください。

オンライン
税理士相談



国税の

簡単! 便利な!

税 国税庁

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1>> ダイレクト納付

こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続きをされている方

さらに詳しい情報は
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続 e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



2>> 振替納税

こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要がある方

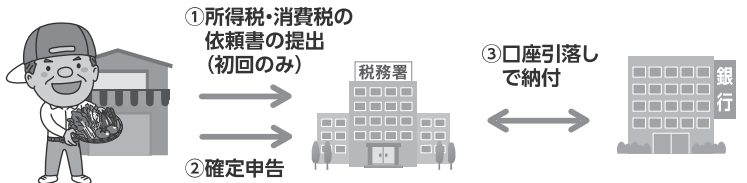
さらに詳しい情報は
こちら



振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



3>> インターネットバンキング等



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法 インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続 インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー (<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



4>> クレジットカード納付



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法 「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません）。

納付手続の特徴一覧

納付手段	便利に利用できる方	納付手続に必要なもの	利用可能税目	利用可能金額
ダイレクト納付	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxで申告をされている方 源泉所得税の毎月納付など、頻繁に納付手続きをされる方 日付を指定して納付されたい方 	<ul style="list-style-type: none"> e-Tax利用開始届出書の提出 ダイレクト納付利用届出書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 ※納付手続方法により利用できない税目あり 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関により異なる
振替納税	<ul style="list-style-type: none"> 申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要のある方 	<ul style="list-style-type: none"> 振替依頼書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 申告所得税 消費税（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> 制限なし
インターネットバンキング等	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxで申告をされている方 インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方 	<ul style="list-style-type: none"> e-Tax利用開始届出書の提出 インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 ※納付手続方法により利用できない税目あり 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関により異なる
クレジットカード納付	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカードを利用されている方 インターネットに接続できるPC・スマホ等をお持ちの方 	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカード ※納付税額に応じた決済手数料あり 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 ※印紙を貼りつけて納付する場合等、利用できない税目あり 	<ul style="list-style-type: none"> 1,000万円未満かつカード利用可能範囲内

地方税より納付方法のご案内

○『地方税共通納税システム』から、次の税金が利用できます。

①法人都道府県民税 ②法人事業税 ③地方法人特別税 ④法人市町村民税⑤事業所税 ⑥個人住民税（特別徴収分、退職所得分）。詳しくはeL-TAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

金融機関に行かなくても
自宅で国税と地方税の
納付ができるね



利用可能時間



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間

（注）休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始となります。

毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索



利用開始の手続き、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

リサイクル適性

この印刷物は、印刷物の裏へリサイクルできます。